

# 公益社団法人杉戸町シルバー人材センター正会員会費規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人杉戸町シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款（以下「定款」という。）第7条に規定する会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (会費の額)

第2条 正会員が納入すべき会費の額は、定款第41条に定める会計年度（以下「年度」という。）に応じて年額3,600円とする。ただし、年度の途中で正会員となった者が納入すべき会費については、正会員となった日の属する月から年度終了日の属する月までの月数に300円を乗じて得た額とする。

## (納入期日)

第3条 会費は、毎年度1回5月末日までに納入するものとする。ただし、年度途中で正会員となる者の会費は、別途理事長が指定した期日に納入するものとする。

## (委任)

第4条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会が定める。

## 附則

- 1 この規程は、センター定款施行の日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成29年4月1日から施行する。